

現行計画と新たな計画の項目比較表

国土利用計画(現行)	国土利用計画・土地利用基本計画 (仮称)	各計画 該当箇所
はじめに	はじめに	
1. 国土の利用に関する基本構想	1. 土地の利用に関する基本構想	国土 利用 計画 + 土地 利用 基本 計画
(1) 国土利用の基本方針	(1) 土地利用の基本方針	
ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化	ア 土地利用をめぐる基本的条件の変化と課題	
(ア) 急激な人口減少と超高齢化の進展	(ア) 人口減少・高齢化等を背景とした土地の管理水準の悪化と地域社会の衰退	
(イ) 大規模災害の頻発	(イ) 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応	
(ウ) 自然環境保全意識の高まり	(ウ) 自然環境の保全・創出と環境共生に向けた対応	
(エ) 交流基盤整備の進展		
(オ) 文化首都づくりへの新たな動き		
イ 本計画が取り組むべき課題		
(ア) 人口減少による国土管理水準の低下等への対応		
(イ) 災害に対して脆弱な国土の強靱化		
(ウ) 自然環境と美しい景観等の保全		
(エ) 東京一極集中の是正と地域創生		
ウ 国土利用の基本方針	イ 土地利用の基本方針	
(ア) 安心・安全を実現する国土利用→(新計画の(イ))	(ア) 地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理	
(イ) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用→(新計画の(ウ))	(イ) 災害リスクを踏まえた安心・安全を実現する土地利用・管理	
(ウ) 土地の有効活用のための国土利用→(新計画の(ア))	(ウ) 環境と共生した社会づくりのための土地利用・管理	
(エ) 京都流 地域創生のための国土利用	(エ) 子育てしやすいまちづくり実現のための土地利用・管理	
(オ) 複合的な施策の推進と国土の選択的な利用→(新計画の(ア))	(オ) 京都産業の創出・成長・発展に向けた土地利用・管理	
	(カ) 文化観光の持続的な発展に向けた土地利用・管理	
	(キ) 交通基盤の整備のための土地利用・管理	
	(ク) デジタル技術を活用した先進的な土地利用・管理	
(カ) 府民参画による国土管理	(ケ) 多様な主体の参加・協力による活力ある地域づくりのための土地利用・管理	
(2) 地域類型別の国土利用の基本方向		
都市地域、農山漁村地域、自然維持地域		
(3) 地域別の概要及び国土利用の基本方向	(2) 地域別の概要及び土地利用の基本方向	
丹後地域、中丹地域、南丹地域、京都市域、山城地域などの5区分	第5次と同様、地域区分は5区分	
(4) 利用区分別の国土利用の基本方向	(3) 利用区分別の土地利用の基本方向	
農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地(住宅地、工業用地、その他の宅地)、 その他(公用・公共用施設の用地)、その他(低未利用地)、その他(沿岸域)	第5次と同様	
2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	2 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	国土 利用 計画
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	
(2) 国土の保全と安全性の確保	(2) 土地の有効利用・転換の適正化	
(3) 持続可能な国土の管理	(3) 土地の保全と安全性の確保	
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	
(5) 国土に関する調査の推進	(5) 持続可能な土地管理	
(6) 土地利用転換の適正化	(6) 府民参画による国土管理の推進	
(7) 土地の有効利用の促進	(7) 土地に関する調査の推進	
(8) 交流基盤等を活かした地域創生の推進		
(9) 近畿圏及び隣接する府県等との連携	(8) 近畿圏及び隣接する府県等との連携	
(10) 計画の効果的な推進	(9) 計画の効果的な推進	
(11) 府民参画による国土管理の推進→(新計画の(6))		
土地利用基本計画 (現行)		基 土 本 地 計 利 画 用
まえがき		
第1 土地利用の基本方向		
1 土地利用の基本方向		
(1) 基本理念		
(2) 土地利用をめぐる現状と課題		
(3) 基本方針	「1、(1) 土地利用の基本方針」に統合	
2 地域別の土地利用の基本方向		
丹後地域、中丹地域、南丹地域、京都市域、山城地域などの5区分	「1、(2) 地域別の概要及び土地利用の基本方向」に統合	
第2 土地利用の調整等	4 土地利用の調整等	
1 土地利用の原則	(1) 土地利用の原則	
都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	第5次と同様	
2 地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針	(2) 地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針	
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	ア 都市地域と農業地域とが重複する地域	
(2) ~ (8)	イ ~ ク	
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	ケ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	
おわりに	おわりに	

※赤字は国土利用計画(全国計画)にない府の独自項目

※網掛けは新計画で新たに盛り込んだ項目